



令和2年第2回（6月） 議会定例記者発表会資料

- 1 令和2年第2回（6月）大磯町議会定例会提出議案 資料1
 - (1) 令和2年第2回（6月）大磯町議会定例会提出議案 資料1-1
 - 2 令和2年度補正予算（6月補正）の概要 資料2
- 【町からの最新情報】
- 3 令和2年度の大磯海水浴場及びプールの利用及び開設の中止 資料3

さあ、大磯で君の物語をはじめよう



日 時 令和2年5月26日（火）11時00分～
場 所 大磯町役場本庁舎公室



令和2年第2回（6月）大磯町議会定例会提出議案

1 条例議案（6件）

- (1) 大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 大磯町町税条例の一部を改正する条例
- (3) 大磯町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- (4) 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (6) 大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

2 補正予算議案（3件）

- (1) 令和2年度大磯町一般会計補正予算（第3号）
- (2) 令和2年度大磯町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 令和2年度大磯町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

3 報告案件（4件）

- (1) 令和元年度大磯町一般会計継続費繰越計算書について
- (2) 令和元年度大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- (3) 令和元年度大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- (4) 大磯町土地開発公社の経営状況報告について

◎問い合わせ 政策総務部 総務課 内線 210

令和2年第2回（6月）大磯町議会定例会 提出議案

令和2年6月2日招集

件数	番号等	件名及び内容	主管課等
1	報告 第1号	<p>令和元年度大磯町一般会計継続費繰越計算書について</p> <p>* 令和元年度大磯町一般会計継続費のうち年度内に支出を完了しなかった事業があるため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和2年度に繰り越して使用することについて、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。</p> <p>○事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大磯港みなとオアシス推進事業【産業観光課】 	産業観光課
2	報告 第2号	<p>令和元年度大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書について</p> <p>* 令和元年6月議会及び令和2年3月議会で議決を得た繰越明許費について、地方自治法第213条の規定により、令和2年度に繰り越して使用することについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。</p> <p>○事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付商品券発行事業【政策課】 ・大磯港みなとオアシス推進事業【産業観光課】 	政策課 産業観光課
3	報告 第3号	<p>令和元年度大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書について</p> <p>* 令和元年度大磯町一般会計において年度内に完了しなかった事業があるため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和2年度に繰り越して使用することについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。</p> <p>○事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大磯駅周辺安全・安心にぎわい創出事業【都市計画課】 	都市計画課
4	報告 第4号	<p>大磯町土地開発公社の経営状況報告について</p> <p>* 公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項及び大磯町土地開発公社定款第20条の規定により、大磯町土地開発公社理事長から提出があった大磯町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告する。</p>	財政課
5	議案 第23号	<p>大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>* 感染症の防疫業務に従事した職員に対する感染症防疫等作業手当の支給及び新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送業務等に従事した職員に対する特例措置を講ずるため、規定の改正を行う。</p> <p>【例規集1-5527】</p>	総務課
6	議案 第24号	<p>大磯町町税条例の一部を改正する条例</p> <p>* 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響の緩和を図るための地方税法の改正が行われたことに伴い、規定の改正を行う。</p> <p>【例規集1-7401】</p>	税務課

件数	番号等	件名及び内容	主管課等
7	議案 第25号	<p>大磯町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例</p> <p>*「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が改正され、本条例に引用している法律名が改正されたことに伴い、規定の改正を行う。 【例規集1-7851】</p>	総務課
8	議案 第26号	<p>大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>*国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、規定の改正を行う。【例規集2-631】</p>	子育て支援課
9	議案 第27号	<p>大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>*新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当該感染症に感染するなどした場合に国民健康保険に加入している被用者に傷病手当金の支給に係る措置を講ずるため、規定の改正を行う。 【例規集2-1351】</p>	町民課
10	議案 第28号	<p>大磯町介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>*介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月30日付けで公布されたことに伴い、低所得者の介護保険料の軽減を強化するため、規定の改正を行う。 【例規集2-1601】</p>	福祉課
11	議案 第29号	<p>令和2年度大磯町一般会計補正予算（第3号）</p> <p>1 補正額：16,377,000円 2 補正後の総額：13,007,226,000円 3 主な補正要因 【歳入】増：低所得者保険料軽減負担金、保育対策総合支援事業費補助金、コミュニティ助成事業助成金、新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金 【歳出】増：介護保険保険料軽減繰出金、財政調整基金積立金、保育対策総合支援事業費補助金、大磯御船祭山車等修理補助金 減：特別職給等</p>	財政課
12	議案 第30号	<p>令和2年度大磯町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>1 補正額：720,000円 2 補正後の総額：3,644,720,000円 3 主な補正要因 【歳入】増：特別交付金 【歳出】増：傷病手当金</p>	財政課
13	議案 第31号	<p>令和2年度大磯町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>1 補正額：0円 2 補正後の総額：3,267,000,000円 3 主な補正要因 【歳入】増：低所得者保険料軽減繰入金 減：現年度分保険料</p>	財政課

令和2年度補正予算（6月補正）の概要

補正予算額

一般会計	1,638万円増
国民健康保険事業特別会計	72万円増
介護保険事業特別会計	増減額なし

◎一般会計（特別職給与、子育て・教育、コミュニティ助成等）

（主な歳出）

特別職給与等

（1）特別職給与及び教育長給与（△606万円）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う町長、副町長及び教育長の給料及び期末手当の減。

子育て・教育

（1）子ども・子育て支援新制度運営事業（250万円）

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の衛生物品購入費等に対する補助金。

（2）健康管理事業（58万円）

新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品購入費の増。

コミュニティ助成

（1）文化財保護事業（170万円）

コミュニティ助成事業助成金を活用した大磯御船祭山車等修理に係る補助金。

◎特別会計

国民健康保険事業特別会計

（1）傷病手当金支給事業（72万円）

新型コロナウイルス感染症に係る被保険者への傷病手当金。

介護保険事業特別会計

介護保険法の改正による低所得者の介護保険料軽減強化に係る財源の変更。

令和2年度の大磯海水浴場及び プールの利用・開設の中止

1. 大磯海水浴場の開設中止

例年、7月の第1日曜日から8月の最終日曜日まで開設している「大磯海水浴場」について、新型コロナウイルス感染防止の観点から、来場者の健康と安全を最優先に関係団体などと協議を行った結果、安全・安心な海水浴場の運営が困難であると判断し、令和2年度の開設は中止します。

なお、海水浴場の開設中止に伴い、海の家も設置されません。

◎問い合わせ 産業環境部 産業観光課 観光推進係 内線 334

2. 照ヶ崎プールの利用中止

ポートハウスてるがさきの「照ヶ崎プール」について、新型コロナウイルス感染防止の観点から、来場者の健康と安全を最優先に検討した結果、プールの運営が困難であると判断し、令和2年度の利用は中止します。

◎問い合わせ 産業環境部 産業観光課 みなと推進係 0463-61-5719（直通）

3. 国府小学校プールの開設中止

例年、7月中旬から8月下旬まで開設している「国府小学校プール」について、新型コロナウイルス感染防止の観点から、来場者の健康と安全を最優先に検討した結果、プールの運営が困難であると判断し、令和2年度の開設は中止します。

◎問い合わせ 町民福祉部 スポーツ健康課 スポーツ推進係 内線 324